平成２２年（フ）第２４１７号
札幌市中央区南12条西12丁目１番48号　サウスコーポＢ212号
債務者　及川　　淳
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４２２号
札幌市白石区北郷７条８丁目４番17号　ルミエールメルシ202号
債務者　藤河　秀実
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４３７号
札幌市豊平区中の島１条３丁目２番22―301号
債務者　福家香代子（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４５２号
札幌市厚別区青葉町４丁目９番18号
債務者　菅原　久義
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４６３号
札幌市清田区真栄４条１丁目１番５―402号
債務者　菅生真美子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５０１号
札幌市中央区南16条西18丁目２番３―414号
債務者　田中　俊一
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５０５号
札幌市豊平区平岸４条３丁目４番30―205号
債務者　青山　光彦
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５１２号
札幌市白石区南郷通５丁目南２番23号　ルミエール南郷通Ｂ―101号
債務者　高橋　朋子（旧姓徳原）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５９４号
北海道江別市あけぼの町３番地　Ｌ１－１
債務者　草沢　淑絵
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６０２号
札幌市厚別区上野幌３条５丁目17番１―301号
債務者　高橋　一成
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６２２号
札幌市中央区旭ケ丘５丁目２番23号
債務者　高田　陽子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６８号
群馬県伊勢崎市長沼町640番地８
債務者　實好田　剛
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３７４号
群馬県北群馬郡吉岡町大字北下311番地８
債務者　金山　洋一
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３８６号
群馬県渋川市半田743番地７
債務者　斉藤　真吾
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３９３号
群馬県伊勢崎市境下武士2650番地２　ハセガワヒルズＣ102
債務者　坂本　直美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４０５号
群馬県渋川市中村911番地１　吾妻通運株式会社渋川営業所内
債務者　小池　　剛
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４０７号
群馬県前橋市六供町464番地７　レオパレス101号
債務者　山中　　勲
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
前橋地方裁判所